

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年10月31日(木曜日)

号外第36号

毎週火曜日及び金曜日発行

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 目次 | ページ |
| ○規則 | |
| 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・子ども家庭課) | 1 |

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第45号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和38年神奈川県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「別表」を「障害児入所施設への入所及び指定発達支援医療機関への入院(以下「障害児入所施設への入所等」という。)を除く措置等に係る徴収額にあつては別表第1に、障害児入所施設への入所等に係る徴収額にあつては別表第2」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるもの(障害児入所施設への入所等の措置を受けたものに限る。)

である場合は、徴収しないこととする。

別表D₉の項及びD₁₀の項中「里親にあつては」の次に「」を加え、「主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては66,600円」を削り、同表D₁₁の項中「主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては66,600円」及び「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては106,400円」を削り、同表D₁₂の項及びD₁₃の項中「主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては66,600円」及び「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては106,400円、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては117,200円」を削り、同表の備考2中「乳児院、障害児入所施設及び主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関」を「及び乳児院」に改め、同表の備考5中「1又は2の」を「1若しくは2又は別表第2の」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第39条関係)

| 税額等による階層区分 | | 入所施設の入所児童に係る徴収基準額(月額) |
|----------------|---|------------------------------------|
| 階層区分 | 内 容 | 基 準 額 |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は被保護者(単給者を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は支援給付受給者 | 円 0 |
| B | A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯又は非課税の者 | 0 |
| C | A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割のみの課税世帯又は納税義務者(所得割の非課税世帯又は非課税の者) | 1,800 |
| D ₁ | A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額 | 12,000円以下 2,600 |
| D ₂ | 同 | 12,001円以上 30,000円以下 6,800 |
| D ₃ | 同 | 30,001円以上 60,000円以下 10,100 |
| D ₄ | 同 | 60,001円以上 96,000円以下 14,000 |
| D ₅ | 同 | 96,001円以上 189,000円以下 21,800 |
| D ₆ | 同 | 189,001円以上 277,000円以下 30,900 |
| D ₇ | 同 | 277,001円以上 348,000円以下 40,700 |

購読料 一箇月二、九三〇円 一箇年 三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行 横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷 横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

| | | | |
|-----------------|---|------------------------------|--|
| D ₈ | 同 | 348,001円以上 465,000円以下 | 51,500 |
| D ₉ | 同 | 465,001円以上 594,000円以下 | 63,800 |
| D ₁₀ | 同 | 594,001円以上 716,000円以下 | 77,200 (ただし、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、66,600円とする。) |
| D ₁₁ | 同 | 716,001円以上 864,000円以下 | 91,900 (ただし、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、66,600円とする。) |
| D ₁₂ | 同 | 864,001円以上 1,056,000円以下 | 107,900 (ただし、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては66,600円、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては106,400円とする。) |
| D ₁₃ | 同 | 1,056,001円以上 1,238,000円以下 | 125,000 (ただし、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては66,600円、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては106,400円、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては117,200円とする。) |
| D ₁₄ | 同 | 1,238,001円以上 1,439,000円以下 | 143,400 (ただし、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては66,600円、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては106,400円、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては117,200円とする。) |
| D ₁₅ | 同 | 1,439,001円以上 | その月の措置児童に係る措置費の支弁額(医療費を除く。) |

備考 1 この表を適用する場合における税額等の階層区分の決定は、世帯の課税額(本人の扶養義務者(直系の血族に当たる者及びその配偶者をいう。以下この備考において同じ。))である全ての者の課税額の合算額をいう。)によるものとする。

2 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関をいう。

3 この表のC階層における「均等割のみの課税世帯又は納税義務者」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額のみ課税された世帯又は納税義務者をいい、D₁階層からD₁₅階層までにおける「所得割の課税世帯又は納税義務者」とは同項第2号に規定する所得割の額を課税された世帯又は納税義務者をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 当該扶養義務者に地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。)があるときは1人につき33万円に、同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)があるときは1人につき12万円に、それぞれ同法第314条の3第1項に規定する率のうち指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)以外の市町村の区域内に住所を有する場合の率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 当該扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率のうち指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合の率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 同一の世帯から2人以上の被措置者が、別表第1の1若しくは2又はこの表の徴収基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準額の額が最も多額である被措置者以外の被措置者については、それぞれの者の属するその世帯に係るこの表に定める徴

収基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその者の徴収基準額とする。

附 則

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行し、改正後の第39条第1項ただし書の規定は、同年10月1日以後の期間に係る措置費について適用する。
- 2 この規則の施行の日前の期間に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する額の基準（改正後の第39条第1項ただし書に規定する場合に係るものを除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に障害児入所施設に入所若しくは指定発達支援医療機関に入院をしている障害児又はその扶養義務者に係る改正後の第39条第1項の規定による徴収基準額が改正前の第39条第1項の規定による徴収基準額を上回る場合における当該障害児又はその扶養義務者から徴収する額の基準については、なお従前の例による。